

本校における新型コロナウイルス感染予防対策について（令和4年9月）

川口市立高等学校附属中学校

1 感染症対策の徹底について

（1）基本的な感染予防

ア 常時マスクを着用する。

※隙間なくしっかりと鼻まで覆って着けることで効果的なものになる。不織布マスクの着用が有効。

※体育の授業へ向かう時や戻る時、部活動の準備中や練習後の時間帯もマスクをすること。

マスクを外して良いのは、距離を取った上での運動中と食事のみ。マスク着用無しで15分以上の接触は×
※気候が暑くなる季節は熱中症予防を意識し、積極的に水分補給を行うこと。

イ 石けんを使用しての手洗いをこまめに行う。アルコール消毒液も上手に併用する。

※屋外から屋内に入った時、トイレの後、食事の前は特に念入りに行う。

※目や鼻、口周辺をむやみに触らないこと。（ウイルスは粘膜から感染する。）

※各教室前や昇降口にアルコール消毒液を設置している。

ウ 朝の体温測定を必ず行い、自身の健康管理に努める。また、健康観察カードへ記録をする。

※毎朝、体温測定を含む健康観察を行う。

※同居する家族の健康についても健康観察カードへ記録する。

※「健康観察カード」を毎朝提出し、学年教職員のチェックを受ける。

エ 多くの生徒が共用する物（タブレット・体育の用具等）を扱う前後は手洗い・アルコール消毒をする。

オ 不必要な身体接触や、至近距離での会話を控えるようにする。また、不必要に他の学年のフロアには行かないようにする。

カ ペットボトルの回し飲みや、コップ等の共用はしない。

キ 公共交通機関を利用する場合は、各自感染予防対策をしっかりと行う。

※学校外における行動についても自ら感染予防対策を意識する。

（2）登校の判断について

ア 発熱や風邪症状が見られる場合や不調を感じた場合は、無理をして登校をせず自宅で休養をする。

* 発熱等の風邪症状（咳・のど痛・倦怠感等）による欠席 → 「出席停止」

* 発熱を伴わない体調不良（頭痛・腹痛・その他）で、明らかな原因がない欠席 → 「出席停止」

発熱を伴わない体調不良（頭痛・腹痛・その他）で、明らかな原因がある欠席 → 「欠席」

※明らかな原因とは、「生理痛」「便秘」「片頭痛」等の診断を受けていて、感染症が否定できるもの。

※いずれも、医療機関を受診する。

イ 同居する家族に体調不良者がいる場合は登校を控える。※「出席停止」

ウ 登校後に体調が悪くなった場合で、明らかな原因（生理痛、片頭痛等）がない場合は原則早退とする。

※朝の健康観察の結果「37.5℃以上の発熱」や「風邪症状がある」と記載されている者も早退とする。

※高熱の場合は、原則保護者の迎えを要請する。（待機室：相談室1）

※他の生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。

エ 感染が不安で休ませたい場合は、学校にご相談ください。

オ 基礎疾患等があることにより重症化するリスクがある生徒については、主治医の見解を保護者に確認の上で登校の判断を行う。

※主治医等の判断により登校すべきでないと判断された場合は、「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

カ 新型コロナウイルス感染症関連での欠席に対する出席停止等の判断は以下の通りとする。

<p>①生徒本人がPCR検査の結果、陽性と判定された場合 医療機関からみなし陽性と診断された場合 ※保健所（学校）等の指示に従い、医療機関等において治癒したと認められるまで出席停止。 ※行動履歴確認（聞き取り）が必要。</p>	<p>出席停止</p>
<p>②生徒本人が有症状または陽性者との接触があった等でPCR検査を受け、結果待ちの場合 ※PCR検査の結果が出るまで出席停止→「陽性」の場合は①へ</p>	<p>出席停止</p>
<p>③生徒本人が濃厚接触者（無症状）として特定された場合 ※陽性者との最終接触日から5日間経過後に登校可能。（最終接触日を0日とする。） 陽性者と同居している場合、陽性者の療養終了日を0日とする。 陽性者と同居していても隔離等の感染対策を講じている場合は、対策を行った日を0日とする。 ※感染対策を講じかつ薬事承認を受けた抗原検査キットを2つ準備できた場合、2日目及び3日目に検査し、それぞれ陰性を確認した場合には3日目から解除が可能。</p>	<p>出席停止</p>
<p>④生徒の同居する家族がPCR検査の結果、陽性と判定された場合 ※濃厚接触者の判断に準ずる→③へ</p>	<p>出席停止</p>
<p>⑤生徒の同居する家族が有症状でPCR検査を受け、結果待ちの場合 ※PCR検査の結果が出るまでは、登校を控えてもらえるよう<u>協力を要請</u>。 「陽性」の場合は③へ 「陰性」の場合は管理職と相談の上、登校可能</p>	<p>出席停止 (協力要請)</p>
<p>⑥生徒と同居はしていないが、有症状でPCR検査を受けることが分かった者と、感染可能期間*に係り合いがあった場合（食事を共にした マスクなしで15分以上会話した 等） ※感染可能期間：陽性者の発症した日の2日前から療養の解除の基準を満たすまでの期間 ※PCR検査の結果が出るまでは、登校を控えてもらえるよう<u>協力を要請</u>。 「陽性」の場合は③へ</p>	<p>出席停止 (協力要請)</p>
<p>⑦生徒の同居する家族が濃厚接触者（有症状）として特定された場合 ※PCR検査の結果が出るまでは、登校を控えてもらえるよう<u>協力を要請</u>。 「陽性」の場合は③へ 「陰性」の場合は管理職と相談の上、登校可能</p>	<p>出席停止 (協力要請)</p>
<p>⑧生徒の同居する家族が濃厚接触者（無症状）として特定され、PCR検査を受ける場合</p>	<p>制限なし (登校を控えるように求めない)</p>
<p>⑨生徒本人や同居する家族が陰性証明のため等の理由で無症状でPCR検査を受ける場合</p>	<p>制限なし (登校を控えるように求めない)</p>
<p>⑩生徒本人や同居する家族が風邪症状がある場合</p>	<p>出席停止 (協力要請)</p>
<p>⑪生徒が新型コロナウイルスのワクチンを打って、体調不良（副反応）になった場合</p>	<p>出席停止</p>
<p>⑫生徒が新型コロナウイルスのワクチンを打つために欠席や遅刻、早退をした場合</p>	<p>出席停止</p>

2 校内の環境衛生管理について

(1) 換気の徹底

ア 常時、換気を徹底する。

※教室は4か所（常にこぶし1個分：5cm程度）を開ける。（廊下側の天窗2か所は常時開放する）

※小教室や特別教室は最低でも2か所を開ける。

※窓のない部屋は、出入口の1か所を開けたままにする。

※夏場や冬場のエアコン使用時も、上記の通り常時換気を行う。

(2) 食事について

ア 一方方向で食べる。（対面にならない。）

イ 食事中は話をしない。（食べることに集中する。）

※食事中が最も感染リスクが高く、濃厚接触者と判断される要因となる。

ウ 食堂は、食券を購入し食器での配膳を受ける人と食べ物自動販売機を利用する人のみが利用する。

※食事を終えたら速やかに退出する。

(3) 清掃について

ア できる限り全ての窓を開けて換気を行い、空気の入れ替えを徹底する。

イ 短時間で終了できるように、分担等を行い効率よく実施する。

ウ 多くの人が手を触れる箇所（ドアノブ・手すり・電気スイッチ等）については、アルコール消毒液を使用して除菌を行う。

※アルコール消毒液は各教室前に設置してある物や掃除用に準備している消毒液を使用する。

※3F職員室の出入口（2か所）にも、清掃用のアルコール消毒液が設置されている。

エ トイレ清掃については、手袋を着用し実施する。

オ 清掃後は、必ず石けんを使用して手洗いを丁寧に行う。

3 教職員の健康管理について

(1) 教職員の健康管理について

ア 朝の体温測定を行い、発熱等の風邪症状がないことを確認してから出勤する。

イ 風邪症状等で体調不良の場合は出勤を控える。

※体調が改善しても、服薬等のない状態で自身の体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡をする。

ウ 同居する家族が発熱等の風邪症状がある場合は出勤を控える。

※自身の体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡をする。

エ 出勤後に体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避けて速やかに帰宅する。

※体調が改善しても、服薬等のない状態で自身の体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡をする。

オ 新型コロナウイルス感染症関連による休暇に対する判断基準は、生徒の出席停止の判断基準と同様とする。

※1(2)カ「新型コロナウイルス感染症関連での欠席に対する出席停止等の判断」参照